

平成15年8月7日

答 申

第1 審議会の結論

「 に対する建物補償に係る書類一式、県道田島片原線計画道路に係る土地建物に関する書類」(以下「公文書」という。)について鳥取県知事(以下「実施機関」という。)が行った非開示決定処分については、妥当であると判断する。

第2 異議申立てに至る経緯

平成15年3月 6日 公文書開示請求
4月18日 公文書非開示決定通知
5月 2日 行政不服審査法第6条の規定による異議申立て

第3 実施機関の非開示決定理由

特定の個人が識別される情報として条例第9条第2項第2号に該当するため。また、今後の用地取得事務に支障を及ぼすおそれがあり、条例第9条第2項第6号に該当するため。

第4 異議申立人の主張

本件非開示決定処分を取り消すとの決定を求める。

第5 本件異議申立て審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年6月 2日	諮問書の受理
6月10日	実施機関から理由説明書提出
6月17日	異議申立て人から意見書提出
7月14日	審議
8月 7日	答申

第6 審議会の判断

審議会は、上記審議を経て諮問案件を検討した結果、次のように判断する。

異議申立人が の であるとしても、本件公文書は の個人識別情報として条例第9条第2項第2号により非開示とすべきである。

異議申立人の共有部分に関する文書について、所有権に基づいて部分開示とできないかという議論もあったが、当該文書は県と の交渉過程を記録したものであり、特定の個人が識別され若しくは識別されうる情報であること、また、同号ただし書の

例外的開示事由で読むことが困難であることから、非開示とせざるを得ない。

なお、
が相続権を有する建物を
が勝手に撤去したことや、県が
のみを相手として交渉を進めたことの当否は、本件非開示処分に係る異議申立てとは別個の問題であり、他の訴訟制度等で解決が図られるべきものであって、当審議会の判断すべきことではない。